

# 指 定 通 所 介 護 重 要 事 項 説 明 書

しゃかいふくしほうじん なはししゃかいふくしきょうぎかい  
社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会

デイサービス あしびなー

とうじぎょうしょ かいごほけんほう もと  
当事業所は介護保険法に基づく

していつうしよかいごじぎょう してい う  
指定通所介護事業の指定を受けています。

(那覇市指定 第4770100065号)

改定日：2025年1月4日

ほんじゅうようじこうせつめいしよ とうじぎょうしょ りょうけいやく ていけつ きぼう かた たい  
本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対

して、しゃかいふくしほうだい じょう かいごほけんほう かん こうせいろうどうしやうれいだい とう へいせい  
社会福祉法第76条、介護保険法に関する厚生労働省令第37号（平成1

ねん がつ にち だい じょう もと とうじぎょうしょ がいよう ていきょう ないよう  
1年3月31日）第8条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、

けいやくじょう りゅうい せつめい  
契約上ご留意いただきたいことを説明するものです。

とうじぎょうしょ りょうしゃ たい かいごほけんほう もと つうしよかいご ていきょう  
当事業所では、ご利用者に対して介護保険法に基づく通所介護サービスを提供

します。とう サービスの利用は、りょう げんそく ようかいごにんてい けっか ようかいご にんてい  
当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定され

かた たいしやう  
た方が対象となります。

◇ ◆目次◆ ◇

1.	事業者 <sup>じぎょうしゃ</sup> . . . . .	3
2.	事業所の概要 <sup>じぎょうしょ がいよう</sup> . . . . .	3
3.	事業実施地域 <sup>じぎょうじっしちいき</sup> . . . . .	4
4.	営業時間 <sup>えいぎょうじかん</sup> . . . . .	5
5.	職員の体制 <sup>しょくいん たいせい</sup> . . . . .	5
6.	当事業所が提供するサービスと利用料金 <sup>とうじぎょうしょ ていきょう りようりょうきん</sup> . . . . .	6
7.	サービスの利用に関する留意事項 <sup>りよう かん りゆうい じこう</sup> . . . . .	13
8.	衛生管理等 <sup>えいせいかんりとう</sup> . . . . .	14
9.	サービス実施の記録 <sup>じっし きろく</sup> について . . . . .	14
10.	個人情報保護 <sup>こじんじょうほう ぼご</sup> について . . . . .	14
11.	損害賠償保険への加入 <sup>そんがいばいしょうほけん かにゆう</sup> . . . . .	15
12.	研修等 <sup>けんしゅうとう</sup> について . . . . .	15
13.	高齢者虐待の防止 <sup>こうれいしゃぎやくたい ぼうし</sup> . . . . .	15
14.	身体拘束廃止 <sup>しんたいこうそくはいし</sup> について . . . . .	16
15.	認知症ケア <sup>にんちしょう</sup> について . . . . .	17
16.	ハラスメント <sup>にんちしょう</sup> について . . . . .	17
17.	利益供与の禁止 <sup>りえききょうよ きんし</sup> について . . . . .	17
18.	苦情の受け付け <sup>くじょう う つけ</sup> について . . . . .	17
19.	提供サービスの第三者評価 <sup>ていきょう だいさんしゃひょうか</sup> の実施 <sup>じっし</sup> について . . . . .	19

## 1. 事業者

ほうじんめい 法人名	しゃかいふくしほうじん な は ししゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会
ほうじんしょざいち 法人所在地	おきなわけん な は しかなぐすく ちょうめ ばん 沖縄県那覇市金城3丁目5番の4
でんわばんごう 電話番号	098-859-8383
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	かいちょう かわみつ まさと 会長 川満 正人
せつりつねんがっぴ 設立年月日	1967年 7月22日

## 2. 事業所の概要

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していつう しょ かい ご じぎょうしょ へいせい ねん がつ にちしてい 指定通所介護事業所 平成12年 3月31日指定  (那覇市 だい 4770100065号)
じぎょう もくてき 事業の目的	かいごほけんほうれい したが りようしゃ ゆう のうりよく おう 介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ、  かのう かぎ じりつ にちじょうせいかつ いとな 可能な限り自立した日常生活を営むことができるように  しえん もくてき ていきょう 支援することを目的として、サービスを提供します。
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	な は ししゃかいふくしきょうぎかい 那覇市社会福祉協議会 デイサービス あしびなー
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	おきなわけん な は しかなぐすく ちょうめ ばん 沖縄県那覇市金城3丁目5番の4  な は しそうごうふくし (那覇市総合福祉センター内)
でんわばんごう 電話番号	098-859-8383
かんりしゃしめい 管理者氏名	おおしろ じゅん 大城 純
じぎょうしょ うんえいほうしん 事業所の運営方針	1. りようしゃ きょたく ゆう のうりよく おう じりつ ご利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立し  にちじょうせいかつ いとな またしゃかいてきこりつかん た日常生活を営むことができるよう、又社会的孤立感の

	<p>かいしょうおよ じんしん き のう い じ なら かぞく しんたいてき  解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、</p> <p>せいしんてきふたん けいげん はか ため ひつよう にちじょうせいかつじょう せ わ  精神的負担の軽減を図る為に、必要な日常生活上の世話</p> <p>およ  及びリハビリテーションの基本理念を踏まえ「心身機能」</p> <p>「かつどう」「さんか」などの生活機能の維持・向上を自指し機能</p> <p>くんれんどう かいご た ひつよう えんじょ おこな  訓練等の介護その他必要な援助を行います。</p> <p>2. じぎょう じっし かんけいしちょうそん ちいき ほけん いりょう  事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・</p> <p>ふくし めんみつ れんけい はか そうごうてき  福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの</p> <p>ていきょう つと  提供に努めるものとします。</p> <p>3. りようしゃ じんけんようご ぎやくたい ぼうし ひつよう たいせい せいび  利用者の人権擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備</p> <p>おこなう しよくいん たいし けんしゅう おこな  を行うとともに、職員に対して研修を行うものとしま</p> <p>す。</p>
<p>かいせつねんがっぴ  開設年月日</p>	<p>へいせい ねん がっ にち  平成12年 4月 1日</p>
<p>じぎょうしゃ  事業者において</p> <p>ていきょう ほか  提供できる他の</p> <p>サービス</p>	<p>していきよたくかいごしえんじぎょう へいせい ねん がっ にちしてい  指定居宅介護支援事業 平成12年1月25日指定</p> <p>(那覇市 だい 4770100065号)</p> <p>していほうもんかいごじぎょう へいせい ねん がっ にちしてい  指定訪問介護事業 平成12年3月23日指定</p> <p>(那覇市 だい 4770100065号)</p>

3. じぎょうじっしちいき  
事業実施地域

<p>な は し とみぐすくし  那覇市・豊見城市</p>
-----------------------------------

4. 営業時間

営業日	日曜日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く日
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間帯	月曜日～土曜日 午前9時45分～午後4時00分
利用定員	30人（介護予防も含む）

5. 職員体制 <本事業所の職員体制>

職種	配置人数	職務内容
1. 管理者 （介護職員兼務）	1名	実施状況の把握、 職員の管理等
2. 生活相談員 （介護職員兼務）	1名以上	ご利用者からの相談 通所介護計画書の作成
3. 看護職員 （機能訓練指導員兼務）	1名以上	ご利用者の健康管理 サービス提供、記録等
4. 機能訓練指導員 （専従）	1名以上	おきあがり、座位・立上り・歩行等 訓練・その他日常生活動作
5. 介護職員	4名以上	サービス提供 サービス提供記録等

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、

上記の職種の職員を配置しています。

おも しよくしゆ きんむたいせい  
 <主な職種の勤務体制>

しよく しゆ 職 種	きん む たい せい 勤 務 体 制
1. かいごしよくいん 介 護 職 員	きん む じ かん 勤 務 時 間 ごぜんじぶん ごごじぶん 午前8時30分～午後5時15分
2. かんごしよくいん 看 護 職 員	きん む じ かん 勤 務 時 間 ごぜんじぶん ごごじぶん 午前8時30分～午後5時15分

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (契約書第4条、第7条参照)

経過的要介護又は要介護の認定を受けられた方は、利用料金の大部分(7割、8割又は9割)

が介護保険から給付されます。

<<サービスの概要>>

ご利用日：毎週 ( ) 曜日) です

①送迎サービス：移動・移乗動作の介助等

②食事サービス：準備、食事介助、片付け、服薬管理等

③入浴サービス：衣類の着脱、身体の清拭、洗髪・洗身・整容の介助及び見守り等

④排泄介助：トイレ介助、オムツ交換、見守り等

⑤アクティビティサービス：ぎょうじてきかつどう 行事的活動、そうさくかつどう 創作活動、レクリエーション、  
グループワーク、こべつ 個別ケア、たいそうとう 体操等

⑥機能訓練：きのうくんれん 歩行訓練、ほこうくんれん 日常動作（ADL）くんれん 訓練等

⑦相談援助：そうだんえんじょ 自助具の利用方法、じじょぐ 住宅改修、りようほうほう 家族介護者の相談、じゅうたくかいしゅう 助言等

⑧その他：た 休養等

## 1) しょく 食 じ 事

- ・どうじぎょうしょ 当事業所では、ぎょうしゃ 業者に委託して、えいようし 栄養士の立てる献立表により、えいようなら 栄養並びに  
りようしゃ ご利用者の身体しんたいの状況じょうきょうを考慮こうりよした食事しょくじを提供ていきょうします。

## 2) にゅう 入 よく 浴

- ・にゅうよく 入浴の介助（見守り）かいじょ 又は清拭みまもを行います。また せいしき おこな

## 3) はい 排 せつ 泄

- ・はいせつかいじょ 排泄介助（トイレ介助及び見守り・オムツ交換）かいじょおよ みまも こうかん おこな を行います。

## 4) きのうくんれん 機能訓練（こべつおよ 個別及びしゅうだん 集団）

- ・きのうくんれんしどういんおよ 機能訓練指導員及びスタッフにより、りようしゃ ご利用者の心身しんしんの状況じょうきょうに応じて、おう 日常生活にちじょうせいかつ  
いとな を営むのに必要な機能ひつようの維持きのう、いじ 向上こうじょうするための訓練くんれんを行います。おこな

## 5) アクティビティ・サービスほか

- ・りようしゃ ご利用者の身体的、精神的な疲労回復しんたいてきと気分転換せいしんてきが図れるよう各種サービスひろうかいふくを行います。きぶんでんかん ほか かくしゅ おこな

ア) そうさくかつどう 創作活動（しゅこうげいとう 手工芸等）

イ) レクリエーション（ドライブ・カラオケ・グループワーク等）

ウ) 行事的活動 ( 敬老会他)

6) 送 迎

- ・ご利用者の自宅から事業所までの送迎を行います。

7) 相談、助言

- ・利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行います。

ア) 日常生活動作訓練の相談、助言

イ) 日常生活自具の利用方法の相談、助言

ウ) 住宅改修に関する相談、助言

エ) 家族介護者の相談、助言

オ) その他必要な相談、助言

【サービス単価】

- ・所要時間6時間以上7時間未満の場合 (通常規模型通所介護費)

ようかいご 要介護 1	ようかいご 要介護 2	ようかいご 要介護 3	ようかいご 要介護 4	ようかいご 要介護 5
5,840円 <sup>えん</sup>	6,890円 <sup>えん</sup>	7,960円 <sup>えん</sup>	9,010円 <sup>えん</sup>	10,080円 <sup>えん</sup>

【 加 算 】

こ <sup>う</sup> も <sup>く</sup> 項 <sup>目</sup>	わりふ <sup>たん</sup> 1割 <sup>負</sup> 担 <sup>の</sup>  ば <sup>あい</sup> 場 <sup>合</sup>	わりふ <sup>たん</sup> 2割 <sup>負</sup> 担 <sup>の</sup>  ば <sup>あい</sup> 場 <sup>合</sup>	わりふ <sup>たん</sup> 3割 <sup>負</sup> 担 <sup>の</sup>  ば <sup>あい</sup> 場 <sup>合</sup>	び <sup>こ</sup> う 備 <sup>考</sup>
に <sup>ゆう</sup> よ <sup>く</sup> かい <sup>じ</sup> よ <sup>か</sup> さん 入 <sup>浴</sup> 介 <sup>助</sup> 加 <sup>算</sup> (I)	40 <sup>円</sup>	80 <sup>円</sup>	120 <sup>円</sup>	に <sup>ゆう</sup> よ <sup>く</sup> かい <sup>じ</sup> よ <sup>か</sup> さん 入 <sup>浴</sup> 介 <sup>助</sup> を行 <sup>な</sup> つた <sup>場</sup> 合 <sup>に</sup> 加 <sup>算</sup> さ <sup>れ</sup> ま <sup>す</sup> 。
に <sup>ゆう</sup> よ <sup>く</sup> かい <sup>じ</sup> よ <sup>か</sup> さん 入 <sup>浴</sup> 介 <sup>助</sup> 加 <sup>算</sup> (II)	55 <sup>円</sup>	110 <sup>円</sup>	165 <sup>円</sup>	利 <sup>用</sup> 者 <sup>の</sup> 居 <sup>宅</sup> の <sup>浴</sup> 室 <sup>の</sup> 環 <sup>境</sup> 等 <sup>を</sup> 踏 <sup>ま</sup> え <sup>た</sup> 個 <sup>別</sup> の <sup>入</sup> 浴 <sup>計</sup> 画 <sup>を</sup> 作 <sup>成</sup> し、入 <sup>浴</sup> 介 <sup>助</sup> を行 <sup>な</sup> つた <sup>場</sup> 合 <sup>に</sup> 加 <sup>算</sup> さ <sup>れ</sup> ま <sup>す</sup> 。
て <sup>い</sup> き <sup>ょう</sup> たい <sup>せい</sup> き <sup>ょう</sup> か <sup>か</sup> さん サ <sup>ー</sup> ビ <sup>ス</sup> 提 <sup>供</sup> 体 <sup>制</sup> 強 <sup>化</sup> 加 <sup>算</sup> (1)	22 <sup>円</sup>	44 <sup>円</sup>	66 <sup>円</sup>	かい <sup>ご</sup> ふ <sup>く</sup> し <sup>し</sup> 介 <sup>護</sup> 福 <sup>祉</sup> 士 <sup>の</sup> 資 <sup>格</sup> 所 <sup>有</sup> 者 <sup>が</sup> 7割 い <sup>じ</sup> ょう <sup>こ</sup> よ <sup>う</sup> 以 <sup>上</sup> 雇 <sup>用</sup> さ <sup>れ</sup> て <sup>い</sup> る <sup>事</sup> 業 <sup>所</sup> に 加 <sup>算</sup> さ <sup>れ</sup> ま <sup>す</sup> 。
こ <sup>べ</sup> つ <sup>き</sup> の <sup>う</sup> く <sup>ん</sup> れ <sup>ん</sup> か <sup>か</sup> さん 個 <sup>別</sup> 機 <sup>能</sup> 訓 <sup>練</sup> 加 <sup>算</sup> I (イ)	56 <sup>円</sup>	112 <sup>円</sup>	168 <sup>円</sup>	き <sup>の</sup> う <sup>く</sup> ん <sup>れ</sup> ん 機 <sup>能</sup> 訓 <sup>練</sup> を <sup>小</sup> 集 <sup>団</sup> 又 <sup>は</sup> 個 <sup>別</sup> に <sup>実</sup> 施 <sup>し</sup> た <sup>場</sup> 合 <sup>に</sup> 、1日 <sup>に</sup> つ <sup>き</sup> 加 <sup>算</sup> さ <sup>れ</sup> ま <sup>す</sup> 。
こ <sup>べ</sup> つ <sup>き</sup> の <sup>う</sup> く <sup>ん</sup> れ <sup>ん</sup> か <sup>か</sup> さん 個 <sup>別</sup> 機 <sup>能</sup> 訓 <sup>練</sup> 加 <sup>算</sup> II	20 <sup>円</sup> (月)	40 <sup>円</sup> (月)	60 <sup>円</sup> (月)	こ <sup>べ</sup> つ <sup>き</sup> の <sup>う</sup> く <sup>ん</sup> れ <sup>ん</sup> け <sup>い</sup> か <sup>く</sup> な <sup>ど</sup> 個 <sup>別</sup> 機 <sup>能</sup> 訓 <sup>練</sup> 計 <sup>画</sup> 等 <sup>の</sup> 内 <sup>容</sup> を <sup>厚</sup> 生 <sup>労</sup> 働 <sup>省</sup> に <sup>提</sup> 出 <sup>し</sup> 、フ <sup>ィ</sup> ード <sup>バ</sup> ッ <sup>ク</sup> を <sup>受</sup> け <sup>ま</sup> す。
こう <sup>く</sup> う <sup>き</sup> の <sup>う</sup> こう <sup>じ</sup> ょう <sup>か</sup> さん 口 <sup>腔</sup> 機 <sup>能</sup> 向 <sup>上</sup> 加 <sup>算</sup> (I)	150 <sup>円</sup>  (2回/月)	300 <sup>円</sup>  (2回/月)	450 <sup>円</sup>  (2回/月)	口 <sup>腔</sup> の <sup>健</sup> 康 <sup>状</sup> 態 <sup>に</sup> つ <sup>い</sup> て <sup>確</sup> 認 <sup>し</sup> そ の <sup>情</sup> 報 <sup>を</sup> 介 <sup>護</sup> 支 <sup>援</sup> 専 <sup>門</sup> 員 <sup>に</sup> 提 <sup>出</sup> し <sup>ま</sup> す。
か <sup>が</sup> く <sup>て</sup> き <sup>かい</sup> ご <sup>す</sup> い <sup>しん</sup> たい <sup>せい</sup> か <sup>か</sup> さん 科 <sup>学</sup> 的 <sup>介</sup> 護 <sup>推</sup> 進 <sup>体</sup> 制 <sup>加</sup> 算	40 <sup>円</sup> (月)	80 <sup>円</sup> (月)	120 <sup>円</sup> (月)	ADL,認 <sup>知</sup> 症 <sup>の</sup> 状 <sup>況</sup> ・そ <sup>の</sup> 他 <sup>利</sup> 用 <sup>者</sup> の <sup>心</sup> 身 <sup>の</sup> 状 <sup>況</sup> を <sup>厚</sup> 生 <sup>労</sup> 働 <sup>省</sup> に <sup>提</sup> 出 <sup>し</sup> 、 フ <sup>ィ</sup> ード <sup>バ</sup> ッ <sup>ク</sup> を <sup>受</sup> け <sup>ま</sup> す。
かい <sup>ご</sup> し <sup>ょ</sup> く <sup>いん</sup> し <sup>ょ</sup> ぐ <sup>う</sup> かい <sup>ぜん</sup> か <sup>か</sup> さん 介 <sup>護</sup> 職 <sup>員</sup> 処 <sup>遇</sup> 改 <sup>善</sup> 加 <sup>算</sup> III	し <sup>よ</sup> て <sup>い</sup> た <sup>ん</sup> い <sup>す</sup> う 所 <sup>定</sup> 単 <sup>位</sup> 数 <sup>の</sup> 8.0% <sup>を</sup> 乗 <sup>じ</sup> た <sup>額</sup> が <sup>加</sup> 算 <sup>さ</sup> れ <sup>ま</sup> す。			

【その他実費】

り<sup>よう</sup>し<sup>や</sup>また<sup>か</sup>ぞ<sup>く</sup>  
ご<sup>利</sup>用<sup>者</sup>又<sup>は</sup>ご<sup>家</sup>族<sup>の</sup>ご<sup>希</sup>望<sup>に</sup>よ<sup>り</sup>、<sup>提</sup>供<sup>さ</sup>せ<sup>て</sup>頂<sup>き</sup>ま<sup>す</sup>

し<sup>ょ</sup>く<sup>じ</sup>だい<sup>し</sup>ょ<sup>く</sup>  
・食<sup>事</sup>代<sup>1</sup>食<sup>に</sup>つ<sup>き</sup> 500<sup>円</sup> お<sup>や</sup>つ<sup>代</sup> 1日<sup>に</sup>つ<sup>き</sup> 100<sup>円</sup>

そ<sup>の</sup>た<sup>し</sup>ゅ<sup>こ</sup>う<sup>げ</sup>い<sup>そ</sup>う<sup>さ</sup>く<sup>か</sup>つ<sup>ど</sup>う<sup>お</sup>く<sup>が</sup>い<sup>か</sup>つ<sup>ど</sup>う<sup>と</sup>う<sup>ひ</sup>ょう<sup>お</sup>よ<sup>こ</sup>じ<sup>ん</sup>よ<sup>う</sup>  
そ<sup>の</sup>他<sup>手</sup>工<sup>芸</sup>、創<sup>作</sup>活<sup>動</sup>・屋<sup>外</sup>活<sup>動</sup>等<sup>に</sup>か<sup>か</sup>る<sup>費</sup>用<sup>及</sup>び<sup>個</sup>人<sup>用</sup>の<sup>日</sup>用<sup>品</sup>等

《サービス利用料金（1回あたり）》

上記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から、負担割合

に応じた額をお支払いください。（「介護保険負担割合証」により確認致します）

\*サービス利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。

【 様 のサービス利用料金（1回あたり）】

要介護（ ）		介護保険負担割合（ ）割
1.	ご利用者のサービス利用料金	円
2. 加 算	入浴加算（ ）	円
	サービス提供体制強化加算(I)	円
	個別機能訓練加算（I）イ	円
	個別機能訓練加算（II）	円
	口腔機能向上加算（I）	円
	科学的介護推進体制加算	円
	合計	円
	介護職員処遇改善加算Ⅲ（8.0%）	円
3.	サービス利用に係る自己負担額	円

\*食事代500円、おやつ代100円は、別途のお支払いとなります。

【その他】

・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

要介護の認定をまだ受けられていない方（申請中の方）は、以下のサービスについては、

利用料金の全額がご利用者負担となります。(認定後償還払い可)

## 【償還払い】

・ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

### ② 介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

### ③ 以下のサービスについては、利用料金の全額がご利用者負担となります。

・「創作活動」「レクリエーション」「屋外活動」等に係る諸費用の実費等（その都度、その内容の説明をいたします。）

・複写物の交付：サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにお知らせいたします。

## (3) 利用料金のお支払い方法

① 前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算してご請求し、翌月末日に下記の

金融機関からの自動引き落としとなります。新規契約の際に所定の用紙にて手続きをお

ねがいます。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づ

いて計算した金額とします。)

下記の金融機関口座からの自動引き落とし

沖縄銀行、琉球銀行、海邦銀行、JAバンク、郵便局

② ご利用月毎に料金をお支払い頂き、翌月末日までに領収書をご自宅に送付致します。

\* 領収書の再発行は致しませんのでご了承下さい。

#### (4) 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、

もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの

実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。

② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の

希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示

して協議します。

### 7. サービスの利用に関する留意事項

① 気分が悪くなったときはすみやかに申しでて下さい。

② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用して下さい。

③ 時間におくれた場合は、送迎サービスが受けられない場合があります。

④ 体調がすぐれない時には、利用ができない場合があります。

## (1) 緊急時の対応

- ① 当事業者が、現にサービスの提供を行っているときに、ご利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- ② 当事業者は、前項の緊急時の状況及び緊急時に際して採った処置について記録するものとします。

## (2) 事故発生時の対応

- ① 当事業所は、ご利用者に対してサービスの提供を行うことにより事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- ② 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。
- ③ 当事業所は、ご利用者に対してサービスの提供を行うことにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

## (3) 災害時の対応

- 1) 当事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を年に2回行うものとします。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

## 2) 業務継続計画の策定について

①当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

②当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を継続的に行うものとします。

③当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

## 8. 衛生管理等について

当事業所は、通所介護に使用する日用品及び備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど、常に衛生管理に十分留意するものとします。また、職員に対し感染症に関する基礎知識の習得に努めます。

## 9. サービス実施の記録について

### (1) サービス実施記録

通所介護計画書及び個別機能訓練計画書を作成し、サービス提供ごとの記録を整備し、その完結の日から5年間保管します。

### (2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令及び那覇市社会福祉協議会通所介護事業運営規程に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。

(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。)

## 10. 個人情報保護について

### (1) 守秘義務について

当事業所は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後や退職後も継続します。

### (2) 個人情報の使用について

①当事業所は、サービス担当者会議、関係機関との連絡調整、地域ケア会議、研修等がくせいで受け入れした場合等の正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で利用者家族等の個人情報を用いる事が出来るものとします。

②事業所は、利用者に医療上、又は虐待防止の為、緊急の必要性がある場合には医療関係者、保険者等に利用者に関する心身等の情報を提供出来るものとします。

## 11. 損害賠償保険への加入

当事業所では、通所介護サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由によりご利用者に損害を発生させた場合、あるいは守秘義務に違反した場合は、ご利用者に生じた損害を賠償します。

賠償責任を確実に履行するため、当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

き  
記

ほけんかいしゃめい  
保険会社名

どうわそんがいほけんかぶしがいしゃ  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

## 12. 研修等について

当事業所は、職員の資質向上を図るため、定期的な会議及び研修を行っています。

## 13. 虐待の防止

(1) ご利用者などの人権擁護・虐待防止のためにも、次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとします。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

② 虐待防止のための指針を整備します

③ 研修などを通じて、すべての職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

④ 前3号に掲げる措置を適切に行えるよう、担当者を設置します。

(2) 当事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 14. 身体拘束廃止について

(1) 当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他の行動制限する行動を行わないものとする。

(2) やむを得ず、身体拘束を行う場合には身体拘束の内容、目的、緊急やむを得な

りゆう こうそく じかん じかんだい きかんとう きさい せつめいしょ けいかかんさつきろく けんとうきろくとう  
い理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等  
きろく せいび てつづ こうせいろうどうしやう さくてい しんたいこうそく てび じゆんしゆ  
記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守  
てきせつ と あつか おこな  
し適切な取り扱いにより行うものとする。

## 15. 認知症ケアについて

- (1) どうじぎやうしよ にんちしやう かん じゆうぶん ちしき りかい しゆうとく せんもんせい ししつ かくほ  
当事業所は認知症に関する十分な知識と理解を習得し、専門性と資質の確保・  
こうじやう もくてき ていきてきけんしゆう じっし  
向上を目的として定期的研修を実施いたします。
- (2) にんちしやうこうれいしや たいおう そうごうてき ふ かんきやう  
認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ環境、チームケア  
どういつ にんちしやうこうれいしや そく せいかつしえん おこな  
を統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行います。

## 16. ハラスメントについて

ハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント（パワーハラス  
メント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等）対策のため、次に掲げ  
とお ひつやう そち こう  
る通り必要な措置を講じるものとします。

- ① しょくいん たい しん しゆうち けいはつ  
職員に対するハラスメント指針の周知、啓発
- ② しょくいん そうだん おう てきせつ しよち たいせい せいび  
職員からの相談に応じ、適切に処置するための体制の整備
- ③ た ぼうし けんしゆう じっし ひつやう そち  
その他ハラスメント防止のための研修を実施するなど必要な措置

## 17. 利益供与の禁止について

どうじぎやうしよ きよたくかいごしえん こうせいちゆうりつせい かくほ きよたくかいごしえんじぎやうしよ  
当事業所は、居宅介護支援の公正中立性を確保するため、居宅介護支援事業所またはそ  
しょくいん りやうしや たい とくてい じぎやうしや りやう たいしやう  
の職員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償と  
して、金品他の財産上の利益を供与いたしません。

18. 苦情等の受付について(契約書第22条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用時のご相談 (お客様相談係)

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、ご利用者の記録等の情報開示の請求は、以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係 <苦情受付窓口(担当者)> 在宅福祉課課長 上原 直子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

TEL : (098) 857-7766 FAX : (098) 857-6052

<苦情解決責任者> 事務局 局長 真栄城 孝

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から

当事業所のサービスに対するご意見などを頂いています。ご利用者は、当事業所への

苦情やご意見は、「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

名前	電話番号
むかえざと たかつね 迎里 崇雅	098-866-0730
まじきな まさつね 真境名 一綱	098-851-8491
たなはら のぶこ 棚原 信子	098-894-7430

(3) <sup>ぎょうせいきかん</sup>行政機関<sup>たくじょううけつけきかん</sup>その他苦情受付機関

那覇市役所 ちやーがんじゅう課	所在地 電話番号 F A X 受付時間	那覇市泉崎 1-1-1 098 - 862 - 9010 098 - 862 - 9648 午前9時から午後5時
豊見城市役所 障がい・長寿課	所在地 電話番号 F A X 受付時間	豊見城市宜保 1-1-1 098 - 850 - 5320 098 - 856 - 7046 午前9時から午後5時
沖縄県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 電話番号 F A X 受付時間	那覇市首里石嶺町 4-373-1 098 - 882 - 5704 098 - 882 - 5714 午前9時から午後5時
沖縄県介護保険広域連合	所在地 電話番号 F A X 受付時間	読谷村字比謝砦 55-2F 098 - 911 - 7501 098 - 911 - 7506 午前8時30分から午後5時
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 F A X 受付時間	那覇市西 3-14-18 098 - 863 - 2321 098 - 867 - 6794 午前9時から午後5時

19. <sup>ていきょう</sup>提供するサービスの<sup>だいさんしゃひょうか</sup>第三者評価<sup>じっしじょうきょう</sup>の実施状況について

<sup>じっし</sup> 実施の有無	あり 有	なし 無
<sup>じっし</sup> 実施日		
<sup>ひょうかきかん</sup> 評価機関の名称		
<sup>けっか</sup> 結果の開示	あり 有	なし 無

していつうしょかいご 提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ねん がつ にち  
年 月 日

じぎょうしゃ じゅうしょ なはしかなくすく3ちょうめ ばんち 4  
事業 者 住 所 那覇市金城3丁目5番地の4

めいしょう しゃかいふくしほうじん なはししゃかいふくしきょうぎかい  
名 称 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会

だいひょうしゃ かいちょう かわ みつ まさ と  
代表者 会 長 川 満 正 人

せつめいしゃ じぎょうしゃ デイサービスあしびなー  
説 明 者 事 業 者

しよく めい  
職 名

せつめいしゃ  
説明者 氏 名

わたし は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

りようしゃ じゅうしょ  
利 用 者 住 所

し めい  
氏 名

しよめいだいこう  
署名代行

記載理由

だいにん じゅうしょ  
代 理 人 住 所

し めい  
氏 名

でん わ  
電 話

ほんにん かんけい  
本人との関係

きさいりゆう  
記載理由